

議案第 10 号

北本市個人情報保護条例の一部改正について

北本市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 22 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市個人情報保護条例の一部を改正する条例

北本市個人情報保護条例（平成 3 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）」を加える。

第 17 条の 2 第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

第 20 条の 2 中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。